

住民参加・住民投票制度を考える

2022年11月12日(土)
14:00-16:30

参加費無料
事前申込不要

オンライン(Zoomウェビナー)で実施

実施当日に、立正大学公式ホームページトップページの当シンポジウムのバナーをクリックして、移動先のページから参加用URLをクリックしてご参加ください。

プログラム

開会の挨拶 川真田 嘉壽子(立正大学法制研究所長)

基調講演 武田 真一郎 氏(成蹊大学法学部教授)

報告者

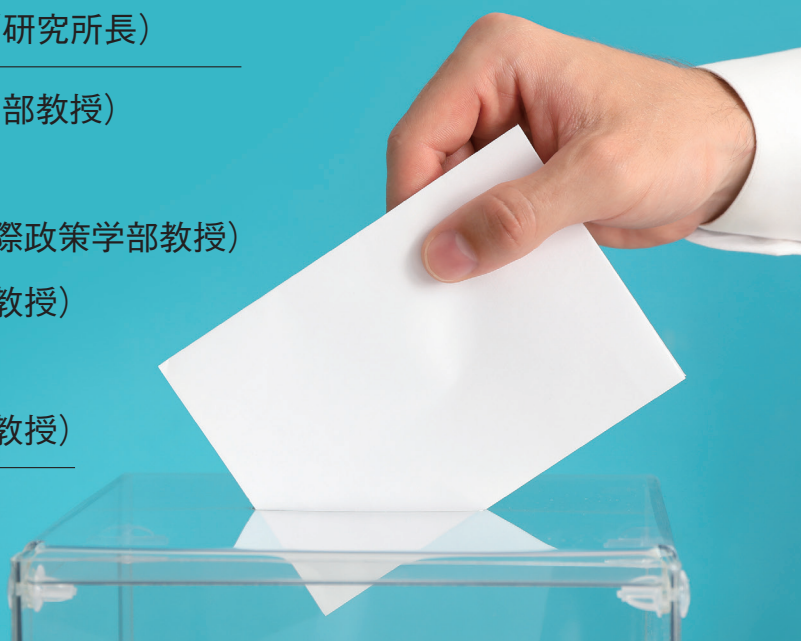
申 龍徹 氏(山梨県立大学国際政策学部教授)

山口 道昭 氏(立正大学法学部教授)

司会

稲葉 馨 氏(立正大学法学部教授)

閉会の挨拶 早川 誠(立正大学法学部長)



登壇者プロフィール



武田 真一郎 氏

1959年東京生まれ。成蹊大学法学部教授。専門は行政法。徳島大学総合科学部に在職時に吉野川可動堰建設の賛否を問う住民投票の世話人を務めたことから住民投票制度を研究テーマの一つとし、沖縄県の辺野古県民投票も支援した。著書(単著)に「吉野川住民投票」(2013年、東信堂)、「異説・行政法」(2022年、東信堂)がある。



申 龍徹 氏

1969年韓国ソウル市生まれ、法政大学大学院修了、2015年から山梨県立大学国際政策学部教授、専門は行政学、自治行政の日韓比較。主な著作に、『韓国行政・自治入門』(単著 2006年、公人社)、『東アジアの公務員制度』(共編著 2013年、法政大学現代法研究所)、「住民参加制度の日韓比較」(2007年、地方自治総合研究所)、「韓国における住民投票法の改正と特徴について」(自治総研526号、2022/8、地方自治総合研究所)など多数。



山口 道昭 氏

1978年慶應義塾大学法学部卒業。川崎市役所勤務を経て、2002年から立正大学法学部教授。専門は、政策法務論、地方自治論、行政学。主な著書に『福祉行政の基礎』(2016年、有斐閣)、『政策法務の最前線』(2015年、第一法規)、『明快! 地方自治のすがた』(編著 2015年、学陽書房)、『自治体政策法務』(共編著 2011年、有斐閣)、『協働と市民活動の実務』(編著 2006年、ぎょうせい)など多数。

開催に寄せて



住民参加・住民投票制度を考える

コーディネーター 稲葉 馨(立正大学法学部教授)

住民投票制度研究の「中間まとめ」に向けたシンポジウム…わが国における住民投票制度の歩みの中で、画期的な意味を持つのが、1996年に実施された2つの住民投票、すなわち新潟県西蒲原郡巻町(当時)の《原子力発電所建設をめぐる住民投票》および沖縄県の《日米地位協定の見直し・基地の整理縮小に関する住民投票》である。いずれも独自の単発条例に基づくもので、それ以前に実施された住民投票が法令(例えば、町村警察の廃止に関する住民投票は当時の警察法40条以下)に根拠を持っていたのと対照的であった。その1996年から数えると、本年は26年目、つまりほぼ四半世紀が経過することになる。この間、条例数の増加は当然のこととして、実施例も増え、外国の制度との比較を含む研究の蓄積も見られる。特に注目すべきは、いわゆる「個別型・重要争点型」だけでなく、あらかじめ住民投票の一般的制度化をはかり、要件をみたせば当該条例に基づいて住民投票を実施することができる「常設型・一般的制度型」の条例が、愛知県高浜市条例(2000年制定)を皮切りに定められるようになったことである。

このシンポジウムでは、①住民投票をめぐる今日までの四半世紀の状況をどう見るか、②これからど

のような方向に進むべきと考えるか、③その際、韓国のように、「法律によって住民投票の一般的制度化をはかるべきか否か」、④その他韓国の経験から学ぶべき事は何か、⑤住民投票を自治体職員の間から見るとどのような課題があるか、等々、自由にお話しいただきたいと思います。

ちなみに、基調講演をされる武田真一郎・成蹊大学法学部教授は、ご専門は行政法ですが、売れっ子の住民投票制度研究者でもあり、単著『吉野川住民投票—市民参加のレシピ』(2013年、東信堂)などの業績があります。また、申龍徹・山梨県立大学教授は、日韓両国の公務員制度・住民参加・住民投票などの専門家であり、山口道昭教授は、広く地方自治・自治体政策法務などに通じたわが法学部のエースです。



稲葉 馨氏

1952(昭和27)年静岡県伊東市に生れる。1975(昭和50)年東北大学法学部卒業、同大学院法学研究科(修士)を経て、法学部助手・熊本大学法学部専任講師・助教授・法政大学法学部教授をつとめた後、2000(平成12)年4月から東北大学大学院法学研究科教授、2019(平成31)年4月立正大学法学部教授となり現在に至る。1998年博士・法学(東北大学)の学位取得。専門は、行政法。主著に『行政組織の法理論』(1994年、弘文堂)、『行政法と市民』(2006年、放送大学教育振興会)などがあり、ドイツの住民投票制度に関する著作も多い。